

2 月 資 料 集

議題番号	資料等				件 名	レジュメ頁
	連長	単会	回覧	掲示		
1(1)	○				防犯・交通事故情報	2
1(2)	○				火災・救急状況等報告	2
1(2)	○	郵送			家庭防災員研修受講者の募集(推薦又は応募)の依頼について ※推薦書類は席上配布	3
2(1)	○				令和6年港南区賀詞交換会アンケートについて	4
2(2)		一部			民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充にかかる推薦のお願いについて【市連】	4
3(1)	○	○			民生委員・児童委員の活動支援策等及び年齢要件に関する検討結果について【市連】	5
3(2)	○	○			自治会町内会館脱炭素化推進事業について【市連】	6

区連会資料	港南区の治安情勢 令和6年1月末現在	令和6年2月20日 港南警察署 生活安全課
-------	-------------------------------------	--------------------------

1 刑法犯認知件数【一部抜粋・暫定数値・手集計】・・・特殊詐欺以外

	全刑法犯 認知件数	子供・女性が 狙われやす い犯罪等	住宅に対する侵入犯罪		ひったくり	乗り物盗		
			空き巣	忍込み 居空き		自動車	オートバイ	自転車
県内	3,568	125	53	37	4	41	146	903
港南署	69	1	0	0	0	0	6	9
昨年同期比	47	1	3	0	0	0	1	5
増減	+22	0	-3	0	0	0	+5	+4

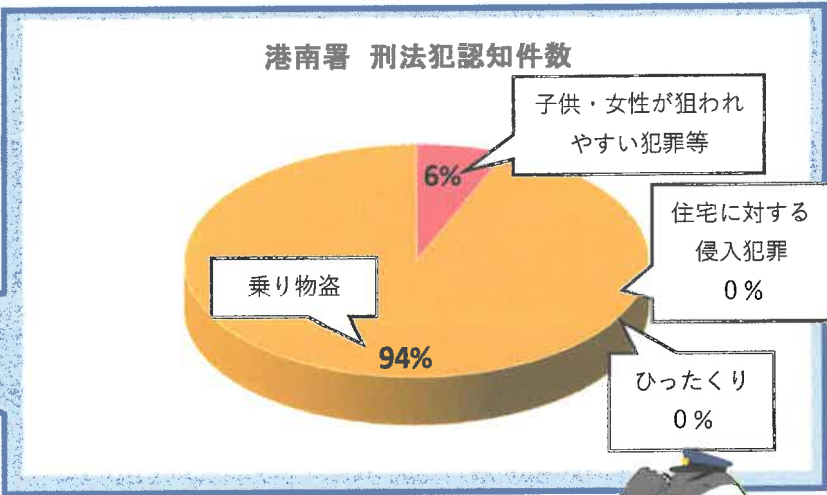
※「子供・女性が狙われやすい犯罪等」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、迷惑行為防止条例違反（卑しい行為等）等（特別法犯）の犯罪の総称です。
 ※上記表中の数値は、特別法犯の検挙件数等も混在している特定の罪種の数値を抜粋したものです。「全刑法犯認知件数」と表の合計値は合致しませんのでご了承ください。

隣接署の状況(暫定数)		
令和6年1月末現在		前年との増減
磯子署	41	-13
南署	65	+15
戸塚署	47	-35
栄署	25	+4

これが発生傾向だよ！



▲港南警察署マスコットキャラクター
「ひまり巡査」

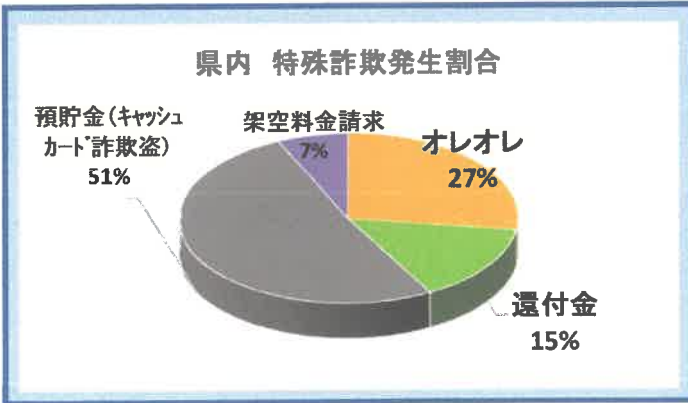


▲「シジュウカラ部長」

2 刑法犯認知件数【一部抜粋・暫定数値・手集計】・・・特殊詐欺

	特殊詐欺		オレオレ		還付金		預貯金 キャッシュカード詐欺盗		架空料金請求	
	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)
県内	92	138,000,000	24	70,000,000	13	17,500,000	45	23,000,000	6	2,000,000
港南署	1	1,000,000	1	1,000,000	0	0	0	0	0	0
昨年同期比	0	0								
増減	+1	+1,000,000								

※ 県内の合計件数には、その他の特殊詐欺（融資保証詐欺など）が含まれます



犯罪発生状況一覧表 ～港南警察署管内(月別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和6年1月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 単月	凶悪犯				小計	粗暴犯				小計	窃盗犯			小計	知能犯			小計	風俗犯			小計	その他			小計	合 計
	殺	強	放	(強 不制 同性 意交 等)		暴	傷	脅	恐		侵	乗	非		詐	そ	わいせつ (強 不制 意)		公	の	器 物 損 壊 等		そ の 他				
	人	盗	火			行	害	迫	喝		入	り 物 盗	入 盗		欺	他	然		他	計	計		計				
1月					0	3	3			6		15	36	51	5			1	1	6		6		69			
2月					0					0				0				0				0		0			
3月					0					0				0				0				0		0			
4月					0					0				0				0				0		0			
5月					0					0				0				0				0		0			
6月					0					0				0				0				0		0			
7月					0					0				0				0				0		0			
8月					0					0				0				0				0		0			
9月					0					0				0				0				0		0			
10月					0					0				0				0				0		0			
11月					0					0				0				0				0		0			
12月					0					0				0				0				0		0			
合計	0	0	0	0	0	3	3	0	0	6	0	15	36	51	5	0	5	0	0	1	1	6	0	6	69		

2 窃盗犯手口別

罪種別 単月	侵入窃盗					小計	乗物盗			小計	非侵入窃盗							小計	合計	特殊詐欺
	空き巣	忍込	居室	事務所荒し	その他		自動車	オートバイ	自転車		ひったくり	置き引き	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他の			
1月						0		6	9	15		5		3		14	14	36	51	1
2月						0				0								0	0	0
3月						0				0								0	0	0
4月						0				0								0	0	0
5月						0				0								0	0	0
6月						0				0								0	0	0
7月						0				0								0	0	0
8月						0				0								0	0	0
9月						0				0								0	0	0
10月						0				0								0	0	0
11月						0				0								0	0	0
12月						0				0								0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	6	9	15	0	5	0	3	0	14	14	36	51	1

犯罪発生状況一覧表 ～港南警察署管内(交番別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和6年1月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 交番	凶悪犯				小計	粗暴犯				小計	窃盗犯				小計	知能犯			小計	風俗犯				その他			合計
	殺 人	強 盗	悪 火	（強制性交等）		暴行	傷害	脅迫	恐喝		侵入盗	乗り物盗	非侵入盗	詐欺		その他	小計	風俗犯		小計	その他		小計	小計			
																		わいせつ （強制）			公然	その他			器物損壊等	その他	
上大岡駅前				被害者保護等の観点から非表示	0	1			1		4	15	19	1		1	被害者保護等の観点から非表示			1	1	1		1	23		
笹下					0				0					0				0			0			0	0		
日野					0		2		2			3	3			0					0			0	5		
芹が谷					0				0			3	3			0					0		1	1	4		
南高校前					0	1			1			1		1		0					0			0	2		
野庭					0				0			1	1	2		0					0		2	2	4		
港南台駅前					0				0			7	11	18	3	3					0		1	1	22		
上永谷駅前					0	1	1		2			1		1	1	1					0		1	1	5		
日限山					0				0				2	2		0					0			0	2		
港南台南				0				0			1	1	2		0				0			0	2				
その他				0				0					0		0				0			0	0				
合計	0	0	0	0	0	3	3	0	0	6	0	15	36	51	5	0	5	0	0	1	1	6	0	6	69		

2 窃盗犯手口別

罪種 交番	侵入盗					乗物盗			非侵入盗							合 計	特殊詐欺
	空 き	忍 込	居 空	金 庫 破	そ の 他	自 動 車	オ ー ト バ イ	自 転 車	職 権 盗	払 出 盗	置 引 き	侵 部 品 ね ら い	入 色 情 ね ら い	万 引 き	そ の 他		
上大岡駅前						0	2	2	4	3	3		1	8		19	1
笹下						0			0							0	0
日野						0			0			1		1	1	3	0
芹が谷						0			0			2		1		3	0
南高校前						0	1		1							1	0
野庭						0	1		1						1	2	0
港南台駅前						0	2	5	7	5	2			2	2	11	0
上永谷駅前						0		1	1							0	0
日限山						0			0					2		2	0
港南台南						0		1	1						1	2	0
その他						0			0							0	0
合計	0	0	0	0	0	0	6	9	15	0	8	5	3	1	14	5	51



～特殊詐欺被害の発生状況～

港南警察署が認知した特殊詐欺被害の発生状況をお知らせします。

- ◆特殊詐欺認知件数は **1件** (令和6年1月末現在)
- ◆被害額は **100万円** (令和6年1月末現在)
- ◆息子や孫を名乗って電話をかけてきて、現金を要求するオレオレ詐欺が発生
- ◆港南区役所や金融機関をかたって、「累積保険料(医療費)の還付金があります。」などと言ってATMに誘導し振り込ませるだまし電話が増加中(還付金詐欺)



港南警察署長

受験生を狙った悪質な痴漢被害を防ぎましょう！ *check*

「テストに遅刻できない。」

という受験生の心理につけこんだ痴漢の発生が懸念されます。

数年前から、受験シーズンになるとSNSで、

#痴漢し放題 #痴漢チャンスデー #痴漢祭り #痴漢合法化

などの悪質極まりない卑劣な投稿を確認しています。

このような、痴漢を煽る悪質投稿が相次いでいることから、警察は駅などで警戒を強化しています！

“痴漢の被害に遭わないために”

防犯ブザーも有効だぞ！



▲「シジュウカラ部長」

▼ 帰宅途中では・・・

- ① スマホ、イヤホンなどの「ながら歩き」はしない
犯人の接近に気が付きません
- ② 明るく人通りの多い道を選ぶ
犯人は人目を気にします
- ③ ときどき後ろを振り返るなど周囲に注意を払う
犯人が近寄りづらくなります

▼ 電車では・・・

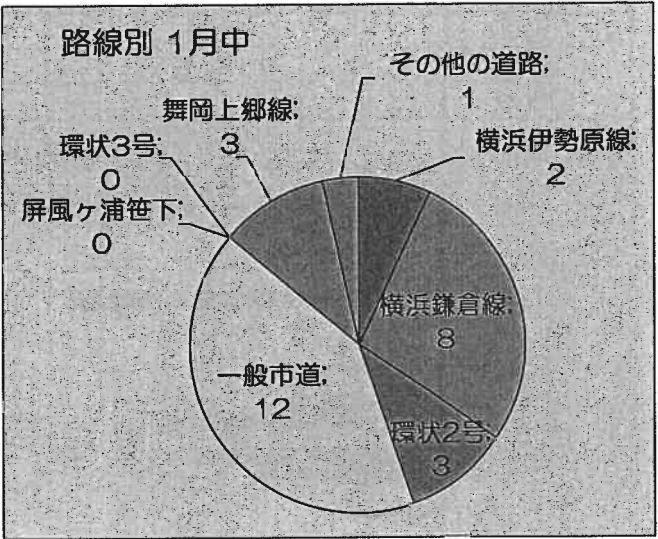
- ① 自分の周囲を見て、じろじろ見てきたり、近寄ってきたりする人がいないか確認する
ホームからつけてきている可能性も
- ② 「変だな」「嫌だな」と感じたらすぐに移動する
移動が遅れると、混雑して身動きが取れなくなることもあります
- ③ 女性専用車の利用
- ④ ドア付近や座席横の角を避ける
できるだけ人目につきやすい座席エリアが良い

もし痴漢を目撃した際には、周囲が声を掛けて受験生を守る行動を！

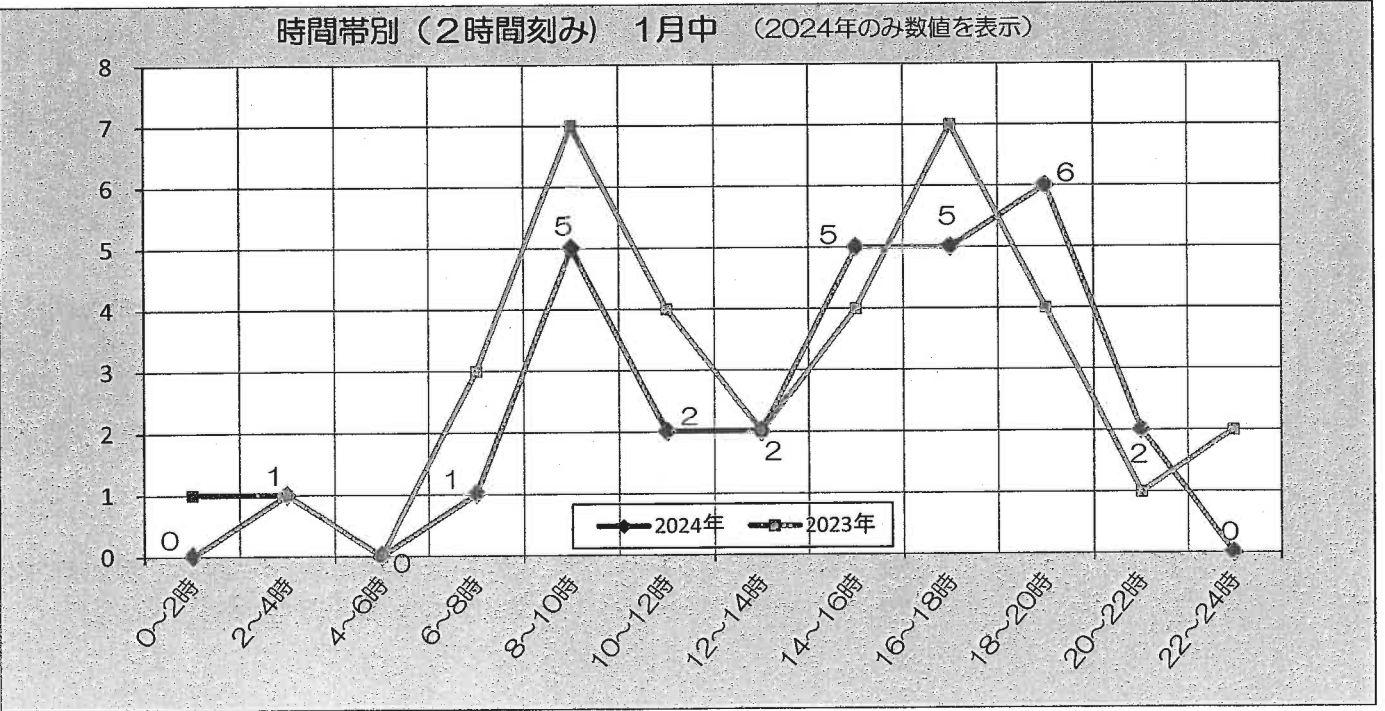
令和6年1月 港南警察署交通事故概況

港南区 月・年累計別 (概数)	件数	死者	負傷者
1月中	29	0	34
前年比	-7	±0	-7
年累計	29	0	34
前年比	-7	±0	-7

神奈川県内 月・年累計別 (概数)	件数	死者	負傷者
1月中	1,690	7	1,971
前年比	+58	-4	+50
年累計	1,690	7	1,971
前年比	+58	-4	+50

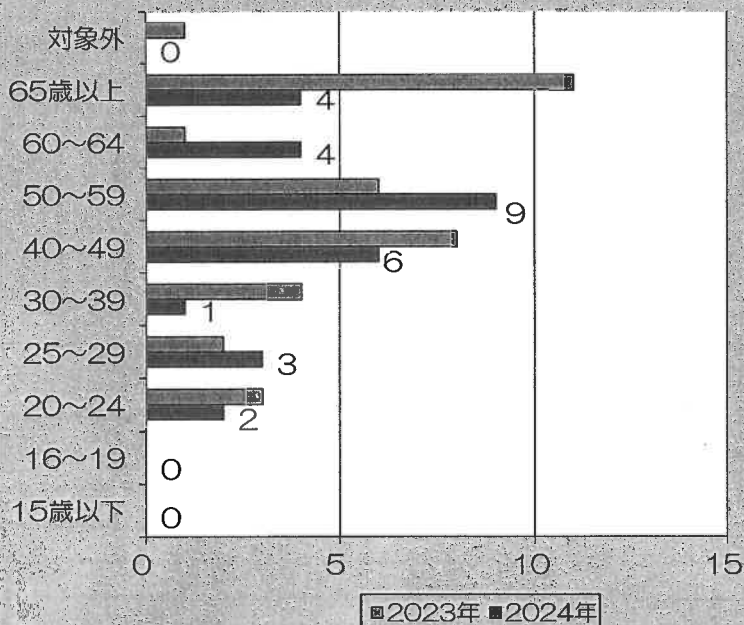


状態別 月・年累計別	二輪車事故	自転車事故	高齢者事故	子ども事故	全事故件数
1月中	11	3	10	0	29
前年比	+5	-4	-6	-1	-7
構成率	37.9%	10.3%	34.5%	0.0%	***
年累計	11	3	10	0	29
前年比	+5	-4	-6	-1	-7
構成率	37.9%	10.3%	34.5%	0.0%	***
県下の構成率	26.9%	24.8%	37.5%	6.4%	***

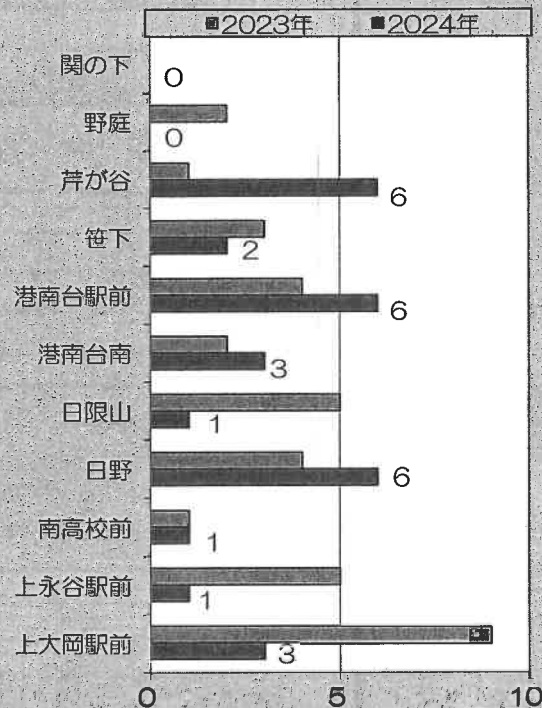


月・年累計別		類型別	人 対 車 両				車 両 相 互					車両 単独	合計	
			横 断		その他	計	正面 衝突	追突	出会 い頭	右左折	その他			計
			歩道上	歩道外										
1月中			4	1	3	8	0	8	1	6	5	20	1	29
前年比			-3	±0	-1	-4	±0	-3	-1	+2	±0	-2	-1	-7
年 累 計			4	1	3	8	0	8	1	6	5	20	1	29
前年比			-3	±0	-1	-4	±0	-3	-1	+2	±0	-2	-1	-7
構成率			13.8%	3.4%	10.3%	27.6%	0.0%	27.6%	3.4%	20.7%	17.2%	69.0%	3.4%	100%
1月中 二 輪 車			0	0	0	0	0	3	0	5	3	11	0	11
前年比			±0	±0	±0	±0	±0	+1	-1	+3	+3	+6	-1	+5
構成率			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	27.3%	0.0%	45.5%	27.3%	100.0%	0.0%	100%

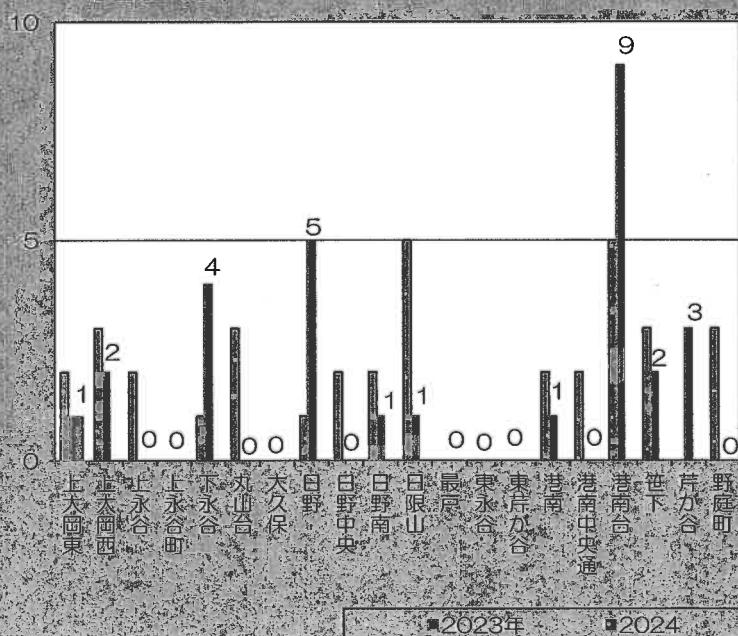
年齢層別1月中（第一当事者）（2024年のみ数値を表示）



交番別1月中（2024年のみ数値を表示）



町名別1月中（2024年のみ数値を表示）



最新のデータ（カラー版）を港南警察署ホームページに掲載しています。
ホームページTOP→交通関係→交通事故発生状況→令和6年1月港南警察署交通事故概況（PDF）

港南警察署

（数値は2月1日現在の概数で、確定値ではありません。変更される場合があります。）

令和6年 火災・救急の概況

(暫定値)

			港南区			横浜市		
			令和6年	令和5年	増減	令和6年	令和5年	増減
火災	火災件数		4	2	2	54	64	-10
	種別	建物火災	3	1	2	35	44	-9
		林野火災	-	-	-	-	-	-
		車両火災	-	1	-1	4	6	-2
		船舶火災	-	-	-	-	-	-
		その他の火災	1	-	1	15	14	1
	損害程度	床面積(㎡)	-	-	-	819	947	-128
		死者(人)	1	-	1	5	2	3
		負傷者(人)	1	3	-2	9	13	-4
	主な原因	たばこ	1	1	-	12	10	2
		ストーブ	1	-	1	8	4	4
		マッチ・ライター	1	1	-	2	3	-1
火災以外			116	122	-6	1,710	1,662	48
その他災害								

救急	救急件数		1,451	1,362	89	23,192	22,108	1,084
	種別	急病	1,077	982	95	16,931	16,075	856
		交通事故	28	37	-9	675	634	41
		一般負傷	228	240	-12	4,015	3,915	100
		その他	118	103	15	1,571	1,484	87
	出場形態	消防車+救急車の連携した件数	89	98	-9	1,292	1,330	-38
		ミニ消防車+救急車の連携した件数	36	25	11	715	612	103

自治会長・町内会長

港南消防署長 櫻井 清二

令和6年度「家庭防災員研修」受講者の募集について（御案内）

春寒の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、消防行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度につきましても、「自らの家庭、地域は自らで」をスローガンに、家庭防災員研修を通じて「自助」、「共助」の重要性について、理解を深めていただくため、家庭防災員研修を引き続き実施することとなりました。

つきましては、「家庭防災員研修」受講者の募集にあたりまして、貴自治会町内会から御推薦いただきますよう御案内申し上げます。

1 受講対象者

満15歳以上で区内在住の方

2 推薦要領

別紙「家庭防災員研修受講者推薦用紙」に必要事項を記入し、御返送ください。

3 研修の御案内について

推薦いただいた方へ、直接研修案内を郵送いたします。

4 添付書類

- (1) 家庭防災員研修受講者推薦用紙
- (2) 令和6年度港南区家庭防災員研修日程
- (3) 家庭防災員研修受講者募集案内

5 その他

- (1) 御返信は、4月22日（月）までをお願いいたします。
- (2) 募集にあたり、必ず推薦いただくものではありません。貴自治会町内会の事情に合わせて御推薦ください。

なお、連絡員につきましても、必ず選出いただくものではありませんので、申し添えいたします。

＜お問い合わせ先＞

港南消防署 予防担当 清水・長谷川・伊藤

TEL045-844-0119

令和6年度 港南区家庭防災員研修会日程

研修区分	日 時		実施場所
防火研修 (出火防止の対策、 初期消火要領など) 風水害研修 (風水害の事例と教訓、 発生時の対応方法など)	1	令和6年 6月28日(金) [9時30分から12時00分まで]	港南区役所会議室 (港南区役所6階) 601・602号会議室 港南区港南4-2-10
	2	令和6年 6月28日(金) [13時30分から16時00分まで]	
	3	令和6年 6月29日(土) [9時30分から12時00分まで]	
地震研修 (地震体験、 発災時の対応方法など)	1	令和6年 7月26日(金) [9時30分から12時00分まで]	港南区役所会議室 (港南区役所6階) 601・602号会議室 港南区港南4-2-10
	2	令和6年 7月26日(金) [13時30分から16時00分まで]	
	3	令和6年 7月27日(土) [9時30分から12時00分まで]	
災害図上訓練研修 (DIG研修) (地図に様々な情報を書き込み、 防災対策を検討します)	1	令和6年 10月4日(金) [9時30分から12時00分まで]	港南区役所会議室 (港南区役所6階) 601・602号会議室 港南区港南4-2-10
	2	令和6年 10月4日(金) [13時30分から16時00分まで]	
	3	令和6年 10月5日(土) [9時30分から12時00分まで]	
救急研修 (救命処置要領、AEDを含めた 心肺蘇生法、搬送法など)	1	令和6年11月15日(金) [9時30分から12時00分まで]	港南区役所会議室 (港南区役所6階) 601・602号会議室 港南区港南4-2-10
	2	令和6年11月15日(金) [13時30分から16時00分まで]	
	3	令和6年11月16日(土) [9時30分から12時00分まで]	

※希望日を選択し、出欠席票(返信用紙)に記入し、御返送ください。御返送によりまして受講確定となります。
 ※受講確認の御連絡はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
 ※各研修会は、気象状況、災害等で中止又は変更することがありますので、あらかじめ御了承ください。

【お問い合わせ先】 港南消防署 総務・予防課予防係 電話・FAX 045-844-0119 (平日 9:00~17:00)

～港南消防署からの募集案内～

家庭防災員研修

受講者募集!!

無料



救急研修の様子



地震研修の様子



DIG研修の様子

「家庭防災員研修」について

家庭防災員研修は、自助から始まり地域防災の担い手にもつなげる研修として、一人でも多くの市民が本研修を受講し、防火・防災に関して必要な知識及び技術を身に付けることを目的としています。

研修受講要領

○受講要件： 満15歳以上 港南区民

○申込方法： 自治会・町内会からの推薦又は応募
(詳細は港南消防署にお問い合わせください。)

○研修内容

区 分	内 容
防火・風水害	住宅防火対策（出火防止等）、風水害の知識や対応方法
地震研修	地震の知識や対応方法
D I G 研修	地図に様々な情報を書き込み、防災対策を検討する訓練
救急研修	救命処置要領（A E Dの取扱いと心肺蘇生法等）

【お問合せ先】 平日 9:00～17:00

港南消防署 総務・予防課予防係
家庭防災員担当



045-844-0119

Email : sy-konan-sy@city.yokohama.jp

令和6年度
家庭防災員研修受講者推薦用紙

年 月 日

港 南 消 防 署 長

ふりがな
会長名

住 所

電 話

連合名

自治会町内会名

(1) 受講希望者

ふりがな 氏 名	住 所	電 話 番 号	推薦年度
1	〒		
2	〒		
3	〒		
4	〒		
5	〒		

(2) 連絡員

連絡員とは、家庭防災員関連の連絡調整を消防署からお願いする方です。

ふりがな 連絡員氏名	住 所 ・ 電 話 番 号	推 薦 年 度
		昭和 平成 令和 年度

◎お願い事項

- ・氏名は楷書でふりがなを付け、住所はマンション・アパートの棟室番号等の記入もお願いいたします。
- ・推薦用紙の提出期限は、令和6年4月22日（月）までをお願いします。
- ・役員改選等で提出期日に間に合わない場合は、担当者まで御相談ください。

※ 上記個人情報、家庭防災員に関する事務以外の目的には使用いたしません。

【担当】港南消防署総務・予防課予防係
清水・長谷川・伊藤
電話 844-0119（平日9：00～17：00）

令和6年港南区新年賀詞交換会について伺います

1 令和6年港南区新年賀詞交換会への出席状況を教えてください 必須

選択解除

- ☐ 出席
- ☐ 欠席

出席の方は2-1へ、欠席の方は3へお進みください

2-1 令和6年港南区新年賀詞交換会についてどのくらい満足していますか

選択解除

- ☐ 満足
- ☐ やや満足
- ☐ どちらとも言えない
- ☐ やや不満足
- ☐ 不満足

2-2 2-1で回答した理由をお聞かせください

3 今後の港南区新年賀詞交換会の開催方法についてご希望をお聞かせください

【参考】令和6年港南区新年賀詞交換会

日時：1月6日（土）11：45～13：30

会場：港南スポーツセンター

飲食：有り

会費：5000円

3-1 開催日について 必須

選択解除

- ☐ 平日（月～金）
- ☐ 土曜日
- ☐ 日曜日

3-2 開催の時間帯について 必須

選択解除

- ☐ 午前
- ☐ 午後
- ☐ 夕方以降

3-3 会場について 必須

選択解除

- ☐ 港南公会堂（飲食不可）
- ☐ 港南スポーツセンター
- ☐ ホテル
- ☐ その他

3-3（その他）

前項でその他を選択した方は入力してください。

3-4 飲食の有無について 必須

選択解除

- ☐ 飲食無し
- ☐ 飲み物のみ
- ☐ 飲食有り

3-5 会費について 必須

選択解除

- ☐ 1000円未満
- ☐ 1000円以上3000円未満
- ☐ 3000円以上5000円未満
- ☐ 5000円以上

4 その他、港南区新年賀詞交換会についてご意見・ご要望等があればお聞かせください

アンケートは以上です。ご回答いただきありがとうございます。
た。

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討結果について【報告】

1 趣旨

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、令和 4 年 12 月の一斉改選以降、区局によるプロジェクト等により検討を進めてきましたので、検討結果について報告します。

また、令和 5 年 9 月から 12 月にかけて、民生委員・児童委員の年齢要件について区・地区民児協で意見交換を実施していただきました。意見交換結果等を踏まえて庁内で検討した次期一斉改選（令和 7 年 12 月）以降の年齢要件について報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご承知おきください。

3 報告事項

(1) 民生委員活動に関する負担軽減・活動支援策、推薦事務の改善等について

負担軽減や活動支援策のうち、主なものについて、以下のとおり報告します。

なお、推薦事務についても、再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするなどの改善を行います（令和 7 年 12 月一斉改選から）。

詳細については「別紙 1」にてご確認ください。

	取組の方向性	具体的な取組	実施予定年度
業務量の軽減	報告書類のデジタル化	毎月提出している活動報告書の電子申請化	R 7
	協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助、一斉改選時の引き継ぎ制度等の導入に向けた検討	R 7
負担感の軽減	地域全体での見守り推進	自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りの検討	R 7
人材確保	広報の強化	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報の強化・充実	R 6
推薦事務の改善	手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするとともに、様式の更なる簡素化の検討	R 7 一斉改選

<別紙 1 に関する説明>

- ①モデル区における民生委員・児童委員との懇談会や退任者アンケート結果をはじめ、各区で把握している民生委員活動の現状等を踏まえ、「取り組むべき課題」として分類しました。
- ②分類した課題それぞれに対して、「取組の方向性」や「具体的な取組」、「実施予定時期」を整理しました。
- ③整理した取組のうち、重点的に着手すべきものについては、区局による分科会を設置するなど、機動的に進めていきます。

裏面あり

(2) 民生委員・児童委員の年齢要件に関する検討結果について

年齢要件に関する検討については、令和5年9月から12月にかけて区・地区民児協で意見交換を実施していただき、1,708件ものご意見をいただきました。

意見交換の詳細については「別紙2」にてご確認ください。

ア 年齢要件の変更について

地域の中で後任者が見つからないなど担い手確保が課題となっている中で、委員活動への意欲があり、自治会町内会長等の同意がある方については、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、現行の年齢要件（75歳未満）に、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。

現行	変更後
新任 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。	新任（変更なし） 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。
再任 75歳未満	再任 75歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、 <u>1期（3年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり）</u> <u>【条件】</u> 下記3つの条件をすべて満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある <u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u>

イ 特例条件について

特例は、地域において適任者（後任者）の選出が困難な場合で、かつ①～③の条件をすべて満たす場合に1期（3年間）のみ推薦できる、とするものです。

ウ 変更時期

令和7年12月の一斉改選時から適用します。

※再任の方に限った特例を設ける変更であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある次期一斉改選からの適用となります。

令和6年7月、令和6年12月、令和7年7月の欠員補充は現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

問合せ

担 当：福祉保健課運営企画係 北川、川崎

電 話：045-847-8432

F A X：045-846-5981

メール：kn-minsei@city.yokohama.jp

取り組むべき課題		取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	実施予定年度（※）		
負担軽減・活動支援	業務量の軽減	業務の見直し・効率化	・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化	報告事務等の簡素化・効率化の検討	R7	
			・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討	国・社協への要望（例：活動報告書、事業計画書の簡略化等）	R6	
			・報告書類のデジタル化（アプリ化）	モデル地区での活動報告書のデジタル化（電子申請）の実証、全区展開	R7	
			・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化	モデル地区で導入、全区展開	R7	
負担感の軽減	業務量の軽減	補助人員を導入する	・協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入	R7	
			依頼業務の精選	・出席会議の整理	出席会議や各種依頼業務量の照会および削減	R6
				活動のサポート強化	・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実	民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施
	・夜間休日のサポート方法の検討	区役所閉庁時における相談先の案内（ホームページ掲載など）や事例集の充実の検討	今後取組予定			
	地区民児協の運営支援	・委員同士の交流や情報交換の機会の検討	民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実	R7		
		・地区会長研修等の充実				
	情報共有	・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討	個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討	今後取組予定		
		地域との連携によるサポート強化	・地域全体での見守り推進（隣近所、組長や班長との連携、情報共有）の検討	モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開	R7	
	活動費等の見直し		・活動費の増額	活動費の増額に向けた予算計上 R5：64,200円 ⇒ R6：70,200円 （R6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件）	R6	
		・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討	会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討	今後取組予定		
	活動と生活の明確な線引き	・民生委員の活動に関する広報の検討	早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実	R6		
・通信手段の検討		業務用携帯電話の導入などの検討	今後取組予定			

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

民生委員・児童委員の負担軽減や活動支援に向けた検討結果について（令和6年2月現在）

別紙 1

	取り組むべき課題	取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	実施予定年度（※）
人材確保				
広報の強化 ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6
人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定
推薦事務の改善				
推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同等の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化 ・推薦時の様式の簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする 様式の更なる簡素化	R7一斉改選 R7一斉改選
	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

民生委員・児童委員の年齢要件に関する意見交換の実施状況について

1 実施期間

令和 5 年 9 月～10 月 区・地区民児協で意見交換

令和 5 年 11 月 市民児協理事会で意見集約結果を報告（区民児協⇒地区民児協）

令和 5 年 12 月 市民児協理事会で最終的な意見交換

2 ご意見総数

1,708 件

年齢要件については、多数決等で決定するものではないことに加え、いただいたご意見の中には、現行の上限年齢を超えて条件付きで推薦を可能とすることについて、肯定的・否定的・その他、いずれにも言及するようなものもあり、厳密に分別することが難しいため、総数のみのお示しとさせていただきます。

3 主なご意見に対する考え方について

意見交換で民生委員・児童委員の皆さまからいただいた主なご意見に対する考え方について、次のとおりお示しします。

主なご意見	考え方
団塊の世代が一斉に退任し、地区の活動が立ち行かなくなることも考えられる。そのための措置でもあり、民生委員活動を持続可能なものにするのが大切。	充足率が年々低下している現状や、今後のさらなる高齢化の進展などを踏まえて、年齢要件の特例を設けることとします。あわせて委員活動への負担軽減や活動支援に引き続き取り組んでいきます。
定年は定めておいた方が良いと思うが、元気で出来る人にはやって頂いたほうがいいので、柔軟な対応がとれるようにしておくことは良いと思います。	候補者の選出が困難な場合に、健康で意欲があり活動に支障がない方は、これまでの知識や経験を活かして活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。
世代交代が進まず、メンバーが固定化してしまう。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
できれば若い方になってほしい。75 歳以上はやはり無理ある。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
退任時に受けている役職（会長・副会長など）は、再任時には受けないこととする。一般の民生委員・児童委員として活動する。	会長等の役職は、互選により選出しているため、全市的なルールとして定めることは困難ですが、区・地区で適宜対応していただくことを妨げるものではありません。
後任を常に探し続けてもらい、見つかった時点ですぐに交代できるとよい。	特例を適用した場合でも「引き続き後任者の選出に努める」ことをお願いしてまいります。 7 月と 12 月の欠員補充にあわせて交代するなど、区・地区で適宜対応をお願いします。

自治会町内会館脱炭素化推進事業について【事業説明・募集案内】

1 事業の趣旨

3 月 1 日から申請受付を開始する自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、制度の詳細が決まりましたのでお知らせします。この機会に是非、省エネ設備の導入をご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

地区連合町内会館も対象となりますので、是非導入をご検討ください。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、是非導入をご検討ください。

3 補助制度概要

別添の補助制度概要資料をご参照ください。

4 申請について

(1) 申請期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）～令和 6 年 9 月 30 日（月）

(2) 申請時にご注意いただきたいこと

- ・申請前に、会館への省エネ設備導入について、団体としての意思決定及び事業者から見積書を徴収してください。

- ・補助金申請後の交付決定を受けてから、契約・発注をしてください。

※その他、申請書類については、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

5 補助交付申請書類等の提出や問合せ先について

（※区地域振興課と異なりますので、ご注意ください）

以下の事務委託先にご提出ください。E メール、郵送、窓口への持参（予約制）での提出が可能です。

【申請・問合せ先】事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

・電 話：045-451-7740（受付時間 平日 9:00～17:00）

・Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

・所在地：横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル 5 階（アクセス）

※アクセス：JR「横浜」駅（東口）より徒歩 15 分／JR「横浜」駅（きた東口）より徒歩 10 分／

京浜急行「神奈川」駅より徒歩 5 分(<https://www.yokohama-kousya.or.jp/company/contact.php#map01>)

※メールの添付容量は最大で 10MB までです。容量が大きくなる場合は、大容量ファイル送付用のアドレスをお送りしますので、上記連絡先までご連絡ください。



6 よくある質問

	質問	回答
(1)	法人化されていないといけないか	自治会町内会の法人化は、補助要件としていません。
(2)	過去に会館整備費補助事業の補助を受けた会館も対象になるか	今回新たに会館脱炭素化推進事業の補助メニューの製品・設備を導入すれば対象になります。
(3)	予算上限に達したら補助を受けられないことはあるか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの予算を確保しています。是非ご活用ください。
(4)	蓄電池のみの導入は可能か	蓄電池を導入する場合は、既に太陽光発電設備が導入されているか、今回、太陽光発電設備とセットで導入する場合に限ります。
(5)	家電量販店で購入済みの製品の領収書を提出すれば補助してもらえるか	当事業は、事業者からの見積書を添付し、その他必要書類と共に申請を行い、区からの交付決定後に業者と契約することになっていますので、購入済みの製品は対象になりません。
(6)	施工事業者への代金支払いのため、整備完了報告前に、補助金を先にもらうことが可能か	補助金の前払い手続きをご案内しますので、交付申請手続きの際、お申し出ください。

※ その他、詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、手続きにご使用いただく様式をダウンロードできるようにしています。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

7 添付資料

- (1) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の補助制度概要
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金のチラシ

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 川口、江口
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

横浜市 自治会町内会館脱炭素化推進事業 補助制度概要

1 目的

地域活動の拠点である自治会町内会館等（以下、「会館」という）に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、エネルギー価格等の物価高騰に対する支援及び脱炭素化の推進を図り、市民の脱炭素化に向けた行動変容を促進します。

2 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

3 主な補助要件（「募集案内」を必ずご確認ください）

- (1) 町内会等が所有(※1)する施設で、町内会等により運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設
 ※1 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。
- (2) 会館への省エネ設備導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること
- (3) 見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者であること
- (4) 交付決定通知日以降に、契約、発注していること
- (5) 令和6年12月27日までに設備を導入し、整備完了報告を行うこと

4 補助対象設備の条件・補助率・補助上限額

補助対象	主な条件	補助率	補助上限額
① LED 照明器具	- 天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） - 統一省エネラベル(※2)省エネ性能★4つ以上（省エネ型製品情報サイト未掲載の場合は、トップランナー基準達成製品） - 既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）	2/3	60万円
② エアコン	【家庭用】 統一省エネラベル省エネ性能★2.4つ以上 【業務用】 トップランナー基準達成製品	2/3	130万円
③ 断熱窓など	- 居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 - 居室1室以上の全ての開口部の断熱改修	2/3	200万円(※3)
④ 太陽光発電設備	- 原則、発電した電気を会館で使用する - 敷地内に設置された定置用であること		
⑤ 蓄電池	- 原則、蓄電した電気を会館で使用する - 敷地内に設置された定置用であること - 太陽光発電設備との同時設置のみ。 ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可		

※2 家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。★の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

※3 合算での上限額。いずれかの実施も可。

5 補助対象経費

補助対象設備の購入費、設置工事費のほか、附属設備の設置や既存設備の処分等に関する費用などの経費

◆保証・保険料やサービス・ソフトウェア等の登録料・使用料、既存設備の劣化に伴う修繕費等は、補助対象外

6 主な手続きの流れ (下線部：申請団体が実施)

- (1) 団体内の意思決定・書類準備 (見積徴収)
- (2) **補助申請：令和6年3月1日(金)～9月30日(月)**
- (3) 交付決定
- (4) 施工事業者と契約、整備実施、事業者への支払い ----- 補助金の前払い手続きあり。
補助申請の際、お申し出ください。
- (5) **整備完了報告：令和6年12月27日(金)まで**
- (6) 交付額の確定
- (7) **補助金請求書の提出：令和7年2月28日(金)まで**
- (8) 補助金の振込

◆複数回、申請可能ですが、2回目以降の申請は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知後とします。

◆**各種手続きの提出方法：事務委託先である横浜市住宅供給公社に、Eメール、郵送、窓口持参(予約制)**

7 見積徴収(契約事業者決定)

契約金額1件、100万円以上(税込)の場合

次のいずれかに該当する事業者(2者以上)から見積徴収し、事業者を決定

- ①横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ②登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ③主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体

契約金額1件、100万円未満(税込)の場合

市内に本店、支店、営業所等を有する法人・個人事業者から見積徴収し、事業者を決定

8 補助を利用した町内会等への協力をお願い

設備導入後、アンケートや普及啓発(セミナー等)の取組に協力いただくことがあります。

9 問合せ先

(事務委託先) 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：045-451-7740 (受付時間：平日9時～17時)

※おかけ間違いにご注意ください

Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

所在地：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 5階

◆詳しくは「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください

横浜市 会館脱炭素

検索



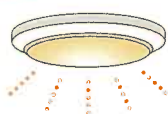
(市WEBページ)

自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率
2/3

対象
製品

LED照明器具



補助上限額

60万円



- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

家庭用



統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 以上

業務用

トップランナー基準達成製品

対象
製品

断熱窓など



断熱窓

太陽光
発電設備

蓄電池

補助上限額

合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「募集案内」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。



対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会・地区連合町内会**

※会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担
及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。

申請期間

令和6年

3月1日 金 ~ **9月30日** 月

終了予定

完了報告
期限

令和6年

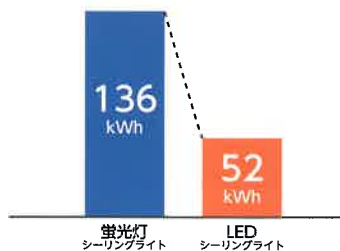
12月27日 金

導入効果

LED 照明器具

年間 CO₂ 排出量 1 台あたり
約 38kg 削減！
 年間電気代
約 2,600 円おトク！

年間消費電力量 (kWh/年)

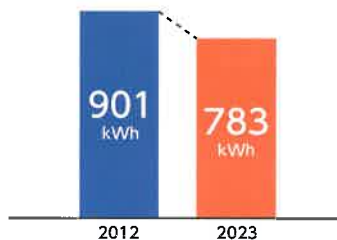


出典：スマートライフおすすすめ BOOK2023 年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和 6 年 1 月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力の CO₂ 排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

エアコン

年間 CO₂ 排出量 1 台あたり
約 53kg 削減！
 年間電気代
約 3,700 円おトク！

年間消費電力量 (kWh/年)



出典：スマートライフおすすすめ BOOK2023 年度（2012 年製品の年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和 6 年 1 月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力の CO₂ 排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
 （施工前との比較）

年間 CO₂ 排出量
約 340kg 削減！
 年間電気代
約 23,600 円おトク！



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
 ※断熱性能は、リフォームの場合は昭和 55 年省エネ基準適合レベルで算出
 ※冷暖房費削減効果は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力の CO₂ 排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出
 ※戸建て、窓 10 枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

対象設備要件

対象設備	主な要件（詳細は「募集案内」をご確認ください）	補助率	補助上限額
LED 照明器具	・天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） ・統一省エネラベル省エネ性能：★4 つ以上※ ・既存照明器具での電球形 LED ランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）	2/3	60 万円
エアコン	【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能：★2.4 つ以上 【業務用】トップランナー基準達成製品	2/3	130 万円
断熱窓など	・居室 1 室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 ・居室 1 室以上の全ての開口部の断熱改修	2/3	200 万円※2
太陽光発電設備	・原則、発電した電気を会館で使用する ・敷地内に設置された定置用であること		
蓄電池	・原則、太陽光発電より蓄電した電気を会館で使用する ・敷地内に設置された定置用であること ・太陽光発電設備との同時設置のみ。ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可		

※1 省エネ型製品情報サイト未掲載製品は、トップランナー基準達成製品が補助対象。

※2 合算での上限額。いずれかの実施も可。

手続きの流れ

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法：
Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）
 申請期限：
令和 6 年 9 月 30 日（月）
 なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和 6 年 12 月 27 日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

お問合せ

（事務委託先）横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間 9:00 ~ 17:00

※土・日・祝日を除く

事業実施主体：横浜市民局地域活動推進課